令和６年第３回上毛町議会定例会会議録
（１日目）

招集の場所　　上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和６年９月３日　午前１０時００分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（１２名）

１番　渡辺哲也　　２番　大石光一　　３番　髙西正人　　４番　岩花寛之

５番　廣﨑誠治　　６番　宮本理一郎　　７番　宮崎昌宗　　８番　峯　新一

９番　三田敏和　１０番　茂呂孝志　１１番　田中唯登志　１２番　荒牧弘敏

欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長　坪根秀介・　副町長　永野英憲・　教育長　道免　隆・　会計管理者　円入忠義

総務課長　熊谷豊司・　企画開発課長　末吉孝幸・　税務課長　宮吉保男

住民課長　末廣匡史・　長寿福祉課長　園田秀秋・　子ども未来課長　末永浩一

産業振興課長　野添雄二・　建設課長　堀　綾一・　教務課長　村上英之

総務係長　出口智樹

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　山中秀之

議会事務局　　　中森博之

○議事日程

令和６年第３回定例会議事日程（１日目）

令和６年９月３日　午前１０時００分　開会

日程第　１	会議録署名議員の指名	
日程第　２	会期の決定	
日程第　３	諸般の報告	
日程第　４	報告第　６号	令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第　５	報告第　７号	継続費の継続年数終了による精算について
日程第　６	認定第　１号	令和５年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　７	認定第　２号	令和５年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８	認定第　３号	令和５年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９	認定第　４号	令和５年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０	認定第　５号	令和５年度上毛町農業集落排水事業会計決算認定について
日程第１１	認定第　６号	令和５年度上毛町簡易水道事業会計決算認定について
日程第１２	議案第３８号	動産の取得について
日程第１３	議案第３９号	工事請負契約の締結について（垂水・大ノ瀬線道路改良工事）
日程第１４	議案第４０号	上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１５	議案第４１号	上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第１６	議案第４２号	上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１７	議案第４３号	令和６年度上毛町一般会計補正予算（第４号）

日程第１８　議案第４４号　福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○委員会付託

文教厚生常任委員会

認定第　２号　令和５年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第　３号　令和５年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第４１号　上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第４２号　上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第４４号　福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

総務産業建設常任委員会

認定第　４号　令和５年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第　５号　令和５年度上毛町農業集落排水事業会計決算認定について

認定第　６号　令和５年度上毛町簡易水道事業会計決算認定について

議案第４０号　上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

予算決算常任委員会

認定第　１号　令和５年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第４３号　令和６年度上毛町一般会計補正予算（第４号）

○　会　議　の　経　過　（１日目）

開議　午前１０時００分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席をお願いします。礼。

ただいまの出席議員は全員で、定足数に達しています。ただいまから、令和６年第３回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、３番　髙西議員、４番　岩花議員を指名します。

○議長（荒牧弘敏君）日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○４番（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

議長から今期定例会の運営について諮問を受け、９月２日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり協議決定いたしましたので報告します。

９月３日火曜日は、本会議で議案の上程を行います。報告第６号、報告第７号、議案第３８号、議案第３９号の４件については、審議、討論、採決を行うことと決定しました。

９月４日は休会とします。

９月５日木曜日は、本会議で一般質問とします。質問者は６人、６日金曜日は予備日とします。

９月７日、８日は休会とします。

９月９日月曜日は、文教厚生常任委員会、総務産業建設常任委員会とし、１０日火曜日は休会とします。

９月１１日水曜日は予算決算常任委員会、１２日木曜日を予備日とします。

９月１３日金曜日は、本会議で委員会付託案件の審査報告を受け、討論、採決を行います。

以上、会期は本日から９月１３日までの１１日間とすることが適当であると決定いたしましたので報告します。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から９月１３日までの１１日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から９月１３日までの１１日間とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第３、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から報告２件、決算認定６件、条例案３件、補正予算１件、その他３件の計１５案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料５ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。報告第６号、報告第７号、議案第３８号、議案第３９号については、本日、受理、審議、採決を行います。残りの１１件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にお願いしますが、本日、受理、審議、討論、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう御協力をお願いします。

９月５日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。一般質問者は６人を予定し、６日を予備日としたいと思います。

９月９日に文教厚生常任委員会、総務産業建設常任委員会、９月１１日に予算決算常任委員会を開催し、１２日を予備日としたいと思います。

９月１３日に本会議を開催し、各常任委員長からの委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第１２１条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第４報告第６号、日程第５報告第７号、日程第６認定第１号、日程第７認定第２号、日程第８認定第３号、日程第９認定第４号、日程第１０認定第５号、日程第１１認定第６号、日程第１２議案第３８号、日程第１３議案第３９号、日程第１４議案第４０号、日程第１５議案第４１号、日程第１６議案第４２号、日程第１７議案第４３号、日程第１８議案第４４号、以上１５件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和６年第３回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国を取り巻く環境を見ますと、少子高齢化、人口減少、地震、気候変動、紛争、戦争、テロ、新型コロナウイルスなどのパンデミック等、喫緊の課題が山積しています。

その縮図である市町村を取り巻く環境についても、地方創生、関係人口増、ふるさと納税、公民連携、地域共生社会の実現、子育て支援、働き方改革、ＳＤＧｓ、災害対応、ＢＣＰ計画、ＤＸ、ウエルビーイング、採用確保等、さらに具体的に踏み込んだ課題解決への行動が求められます。

本町といたしましては、これら全ての課題に真摯に向き合い、いち早く対策を練ってまいりました。そして今、全ての課題に解決への道が僅かながら見えてきたと思っています。既に改善につながっているものもあれば、これから改善されるものもありますが、一歩一歩着実に階段を上っていると御理解いただきたいと存じます。

様々な課題を解決するには、ケース・バイ・ケースで対応できる有能な人材確保、

人材育成が不可欠です。あえて優先順位を決めるなら、そのために必要な条件は地域によって若干の誤差はあると思いますが、災害に強く、安全安心に暮らせることがマストですので、そこは防災が共通のテーマだと捉えています。

今般の台風１０号は九州に停滞するという極めて異例な動きを見せましたが、特に大きな被害が起きず、安堵したところであります。また、先般話題になった南海トラフが起きれば多くの市町村が甚大な被害を受けることは危惧されるところでありますが、上毛には近隣に勝る強みがあると感じますし、決して安心し切るのではなく、上毛流の備えでしっかり三遊間を守り抜きたいと考えております。

子育て支援に関しましては既に近隣に負けない助成を行っておりますが、教育に終わりはなく、人の一生という長いスパンで考えたとき、高校や大学がないために、ミッシングリンクが生じ、継続性が一旦切れますので、そこを補う政策は急がねばなりません。これを補うツールの一つに、サテライトオフィスがあると捉えていただきたいと思います。

例えば、将来なりたい職業で活躍するためには、その道のトップに学ぶことがスペシャリストへの近道だと分かっていても、田舎においては日本を代表する技術やデザイン等を直接学べる機会はそうそうないわけですので、上毛のサテライトにはその強みがあるように、スペシャリストの集団をそろえ、自社の業務に加え、地域貢献として、上毛のまちづくりや次世代の育成を担っていただくものと期待するところであります。大学や就職で都会へ行ったら二度と戻ってこないという結果、空き家が増え続ける悪循環を少しでも変えてまいりたいと考えています。

そして、本町のスローガンである「人口と所得を増やし九州一輝く町と成す」進化の過程に大手スーパーの進出が予定され、いよいよ今年度末にベールを脱ぎます。今後の人口・雇用増に期待できる重要なファクターでありますが、これを生かして次の一手につなげるためには皆さんの協力が必要です。といいますのも、企業は業績第一ですし、繁盛しない店舗はすぐに撤退します。逆に繁盛すれば他の企業も伸びしろのある町に進出しようとなります。何としてもこのチャンスを逃す手はないと考えております。議員はじめ多くの方々がそれぞれのネットワークに上毛の広告塔となっていただき、大いに発信いただければ幸いであります。

同時に、町全体のバランス、景観、安全性を十分に考慮し、バックキャスティングでグランドデザインを考えてまいります。無秩序ではない、未来を見据えた洗練され

た町並み、安心して暮らせるインフラ整備を併せた美しい住宅整備をこれから進めてまいります。ただし、民間の整備につきましては、近隣住民に御迷惑をおかけしないよう、業者には十分配慮するようこれからも指示してまいります。

本年度ゼロ期としたモデルを官民連携でつくり、令和７年度以降、１、２、３期とさらにパワーアップし進めてまいります。上毛の輝く未来へ、議員各位の御理解、御協力を切にお願いいたします。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、報告２件、決算認定６件、条例改正案３件、補正予算１件、その他３件の計１５案件であります。順次御説明をいたします。

報告第６号、令和５年度健全化判断比率及び資本金不足比率の報告についてでありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項において、地方公共団体の長は健全化判断比率等を毎年度決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することと規定されておりますので、今議会において報告するものであります。

報告第７号、継続費の継続年度終了による精算についてでありますが、一般会計において、継続費で実施した事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、精算について議会に報告するものであります。

認定第１号から認定第６号までの一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算認定についてでありますが、地方自治法第２３３条第１号１項及び第３項並びに地方公営企業法第３条第１項及び第４項の規定により、会計管理者より各会計の決算書が提出されましたので、これを８月５日に行われた決算監査において、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付すものであります。

一般会計では、サテライトオフィス整備事業、体育館建設事業をはじめ、各種事業において事業目的に沿い適切な執行に努めた結果、おおむね目標とする事業の成果が得られた決算となったものと考えており、また、特別会計及び公営企業会計においても一般会計と同様、目標とする事業の成果が得られた決算となったものと考えております。

これもひとえに議員各位をはじめ、町民皆様の御理解、御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。今後とも町民生活の安全安心を最優先に考え、事業の必要性や緊急性に配慮し、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を見

据えた財政運営に努める所存であります。

議案第３８号、動産の取得についてでありますが、大平楽源泉水中ポンプ購入に関わる予定価格が７００万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第３９号、工事請負契約の締結について、垂水・大ノ瀬線道路改良工事でありますが、工事請負契約について予定価格が５，０００万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第４０号、上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により､議会の議決を求めるものであります。

議案第４１号、上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第４２号、上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第４３号、令和６年度上毛町一般会計補正予算（第４号）でありますが、今回の補正額は９，５７７万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億５，６２７万８，０００円とするものであります。

今回の補正予算では、地方債補正で臨時財政対策債発行可能額確定に伴う限度額を変更しております。

歳出の主なものといたしまして、総務費では財産管理費において庁舎駐車場用地購入関係費を計上しております。

民生費の社会福祉費では社会福祉法人助成金を、児童措置費では私立保育所の延長保育に関わる補助基準額が増額したことに伴い所要額を計上しております。

衛生費の予防費では、新型コロナワクチン定期接種に関わる関係経費を計上しています。

農林水産業費では、農業振興費において、認定新規就農者に対して経営発展支援事業費補助金を計上しております。

土木費では、道路新設改良費において、道溝・バイパス線道路改良工事に関わる関係経費を計上しています。

最後に、教育費の公民館費では、２自治区の公民館の修繕費を助成するため自治公民館等建設補助金を計上しております。

今回の主な補正財源といたしましては、特定財源として国庫補助金では新型コロナ定期接種ワクチン確保助成事業補助金１，３２８万円を計上しております。

県支出金では、経営発展支援事業費補助金３７５万円を計上しています。

町債では、臨時財政対策債発行可能額の確定により４０万８，０００円を増額計上しています。

一般財源としては、普通交付税を７，５３６万円計上しております。

議案第４４号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第２９１条の１１の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（荒牧弘敏君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日採決を予定している議案内容に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

岩花議員。

○４番（岩花寛之君）１点質問させていただきます。

先ほど町長の所信の中で、大型商業施設トライアルが来ることに関して、今後の伸びしろのある町として、これからのグランドデザイン、それから無秩序の開発を防いでいこうというふうなところで、前回６月の議会のときに私が一般質問させていただいたところがあったんですけれども、それに通じるところかなとも思いまして、その言及があったので非常にありがたいと思ったんですけれども。

そういったところで具体的にグランドデザインのつくり方、それから無秩序の開発が起こらないために、現時点で思われているような施策というふうなところがあればお答えいただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君）町長。

○町長（坪根秀介君）バックキャスティングということになるんだろうと思いますけども、未来のあるべき姿をしっかり想像しながら、どういうまちづくりをしていくのかという、大方の絵をつくりたいと思っています。そういうことをすることによって、例えばスーパーが仮にできても、スーパーに附属するホームセンターとか、そういう周りに来るような企業、来たい、進出を考えているところがやっぱりいろんな調査をしているんですね。ですから、最初の２か月間の売上げをまずは見るということで、一発目が売上げが高ければ、いろんな企業、ほかの企業はそれを見て、ここならいけるという判断をして、うちも進出したいというようなことで増えてくるので。

そういうことを含めると、無秩序というか、どんどんあの辺にスーパーができたからって、便利なところにどんどん土地が動いて家が建ってくると、もう次のステップに行けないんですね。ですから、大きな理想像というか、そういうものを描いて、おおむねこういうまちづくりをしたいんだということをやっぱりつくっていかなきゃいけないなというふうに思います。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○４番（岩花寛之君）非常によく分かりました。

大型商業施設ができると、大きなものも動きますので、表と裏というか、やはりいいところももちろんたくさんありますけれども、不安要素もやはり出てこようかと思います。行政の皆さんに関しては、先ほどあった伸びしろがあるというところで、これから攻めていくというふうなところと、しっかり景観であったり住民の安心安全を守るというふうなところの攻守にバランスよく力を入れていただきたいと思いますけ

れど、いかがでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）町長。

○町長（坪根秀介君）先ほど申し上げたとおりでございますけれども、景観であるとか安全安心であるとか、上毛に住んでよかったと思えるようなまちづくりをしっかり、選択と集中といつも言いますけれども、考えながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで提案理由に対する総括質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第４、報告第６号、令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）それでは、報告第６号について報告いたします。

報告第６号、令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

まず、健全化判断比率でございます。令和５年度健全化判断比率の実質赤字比率はマイナス１２．５２％となっており、令和４年度同様、一般会計において実質赤字はございませんので、御報告しております表中には数値が表示されておりません。

次に、連結赤字比率でございますが、これにつきましてはマイナス１３．４６％となっております。算定対象となる普通会計、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計等、公営企業会計の全てにおいて実質赤字がございませんので、実質赤字比率と同様に、報告しておりますとおり表中には数値が表示されておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、０．１％となっております。この比率は、標準財政規模に占める全会計の公債費及び本町が加入しております一部事務組合に対して負担する公債費並びに債務負担行為における公債費に準じた経費等の比率でござい

ますが、令和５年度の実質公債費につきましては先ほど申しますとおり０．１％となっており、令和４年度の比率マイナス１．７％から１．８％ほど上昇しております。この実質赤字比率につきましては、過去３年間の数値の平均で求めることとなっておりますので、令和２年度と令和５年度の数値の変動により増減することとなります。

今回の数値上昇の主な要因といたしましては、体育館建設事業において過疎対策事業債償還が開始されたということで、償還金の増によるものでございます。０．１％となっておりますが、健全化判断比率に比べかなり低いということになって、健全な財政が保たれているというふうに考察をしているところでございます。

次に、健全化判断比率の最後になりますが、将来負担比率、これはマイナス２４６．７％となっておりますが、令和４年度と同様に一般会計においてマイナス数値がございませんので、御報告しております表中には数値が表示されておりません。

報告の最後になりますが、公営事業会計等に係る資金不足比率につきましては、農業集落排水事業会計、簡易水道事業会計及び工業等用地造成事業特別会計において実質赤字はございませんので、御報告しております表中には数値が表示されておりません。

令和６年９月３日提出、上毛町長、坪根秀介。

報告書の次の２ページと３ページ目には、令和６年８月５日に、ただいま御報告いたしました内容について監査委員の審査をお願いし、その結果を審査意見書として添付しております。

報告及び説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）お尋ね申し上げます。

全体の財政状況においては、各項目数字を見ればセーフティーなように見えますが、昨年、一昨年に比べると財政規模が拡大し、財政指数から見ても、各項目下降傾向と見えるが、その辺のことを執行部は現状どういうふうに見ておられますか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）先ほど議員さん御指摘の部分の数値的に表れているのが実質

公債比率でございます。これにつきましては０．１％上がっているということで、先ほど御説明したとおり過疎対策債の借入れ元利償還金の増ということでございます。

ただ、先ほども御説明いたしましたとおり、これにつきましても他町村に比べ健全な数値でございます。ましてや早期健全化比率の２５．０％でも０．１％と極めて低い数字となっておりますので、担当課としては極めて健全な財政が保たれていると、そういうふうに判断をしております。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）それはすばらしいことでございますが、各項目の数値的な実績は、課長がおっしゃるように完璧な財政運営ということでございますが、全く財政的に不安がないと、そういう要素は今のところないのか。逆に言えば、町の規模がいろんな政策によって大きくなればなるほど、見た目は上毛町は繁栄し大きくなっているなという見方ができますが、財政的な負担がどんどんどんどん大きくなっているということも危惧するわけでございますが、将来的な見方としては執行部はどう見ていますか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）数値の上では健全な部分ということで御説明いたしましたが、議員さんが御指摘のとおり、うちにつきましては依存財源に頼っているところが多々あります。普通交付税等に依存している体質はありますので、将来的な事業は取捨選択していかなければいけないと思います。

イニシャルコストは賄えても、それがランニングコストとして重なっていけば、経常収支比率等の数値も上がっていきますので、そこは事業と優先順位、そして本当に必要な部分、特に人口政策等は主な事業として捉えておりますので、そこについては必要としてやっていかなきゃいけないだろうと考えておりますし、扶助費等の経費についても今後上がっていくというところを見越しまして財政の運営をしていかなければいけないと思っております。

ただ、現状を言えば、数値的な報告をしています４指標の数値的なものだけで言えば、健全であると。ただ、今後、さっき言いましたように依存財源で賄っている財政でありますので、慎重に事業を取捨選択して行っていかなければいけないというふうには考えております。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。

○６番（宮本理一郎君）はい。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）日程第５、報告第７号、継続費の継続年度終了による精算についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）それでは、報告第７号について御説明いたします。

報告第７号、継続費の継続年度終了による精算について、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、令和５年度に終了した継続費の精算について次のとおり報告する。

令和５年度上毛町一般会計継続費精算報告書。

９款５項保健体育費の体育館事業において、令和３年度から令和５年度までの全体計画としては２７億４，６６０万円を予定しておりましたが、実績として支出済額総額は２６億１，９０７万８，０００円となりました。比較としては、１億２，７５２万２，０００円の残額であります。そして、財源の内訳といたしましては、国庫支出金といたしまして学校施設環境改善交付金２億９，２３１万１，０００円を充当しております。そして地方債といたしましては過疎債を１０億円充当しております。そして、その他財源といたしまして、ふるさと応援基金２億円、そして公共施設整備基金を１０億８，４００万円充当しております。

令和５年９月５日提出、上毛町長、坪根秀介。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１２、議案第３８号、動産の取得についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

企画開発課長。

○企画開発課長（末吉孝幸君）議案第３８号について御説明いたします。

議案第３８号、動産の取得について、動産を買い入れることについて、次のとおり契約を締結する。

令和６年９月３日提出。上毛町長、坪根秀介。

１、品目、大平楽源泉水中ポンプ一式。

２、契約の方法、随意契約。

３、契約金額、５１７万円。

４、契約の相手方、大分県中津市大字宮夫２７３番地の７、株式会社松本総合設備、代表取締役、松本晋作。

５、履行期限、令和７年３月１４日。

理由でございますが、大平楽源泉水中ポンプの購入に係る物品購入契約につきまして、予定価格が７００万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、昨年度実施いたしました大平楽源泉水中ポンプ入替え工事の際にも御説明いたしましたが、予備の水中ポンプ１台分の購入になります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）お尋ね申し上げます。

この件に至るまでのいきさつ、こういう施策を講じなければいけなかった、施策はこのポンプ一式が雷による破損というようなことを聞いておりますが、それは事実でございますか。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（末吉孝幸君）昨年度、９月８日の落雷におきまして、大平楽の源泉の水中ポンプが故障しております。それは事実でございます。

本来であれば、予備のポンプ１台を含めました２台で以前は運用していたんですけれども、１台のポンプでちょっと運用していまして、それで故障による休業期間、大平楽さんが休業ということで１か月間休業しておりましたので、本来の２台体制の、故障した場合について、すぐに復旧できるような形での体制を整えるために、今回予備の１台のポンプを購入するということになっております。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）私、執行部の皆さんに申し上げたいのは、やっぱりこういうふうに予算執行するに当たっては、それの原因とか裏打ち、どういう理由でこういう金額を貴い住民の血税を利用させていただくという意味において、十分認識した上で、こういうことをしなきゃいけないと。

私はこの落雷によるこの施策というのは、第一義的には行政と道の駅の管理者が、ポンプ施設をどう管理監督していたかと。落雷に耐えられないような管理をしていたかという一つの問題と、安易にこれを、ポンプ一式を買い替えて早急にということを判断すること。

それともう一つは、長期にわたって休業したということは、あれはお客様の施設であって、多大な御迷惑をかけたというようなことは、重々執行部としては、今後とも配慮しなきゃいけない問題で。

落雷とはいえ、道の駅の管理者はどういう管理監督を。簡単な覆いをしていただけなのか、そういうふうに落雷が落ちるような管理だったのか、施設のですね。その辺はどうなんですか。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員、道の駅じゃありません、大平楽です。

総務課長。

○総務課長（熊谷豊司君）すみません。落雷が起こった当時、私が担当課長でしたのでちょっとお答えいたしますが、落雷が直接の原因ではありません。落雷が起こって、それに起因する可能性が極めて高いということではありましたが、因果関係についてはなかなか確定はできないということでございます。

落雷が直接の原因ではないと言いつつも、業者の説明でいきますと、水中ポンプは御存じのとおりちゃんとした建屋の中にしております。そして落雷等が起こると、地中を伝って、たしか７００メーターぐらいのところの水中ポンプに影響を及ぼすんです。だから、今までの中でずっとその影響を及ぼしていたと。そして、耐用年数はあと３年ぐらいあったんですが、その寿命が早くなったということでございます。

そして、管理については毎日、大平楽の職員が目視による点検をしておりました。

だから、なかなか予期できなかったということで御理解していただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）今度、新式の水中ポンプ一式、これはそういう、落雷の落ちても地下まで影響を及ぼさないと、そういう新しい新式のポンプなんでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（末吉孝幸君）今回一応購入させていただくポンプにつきましてはあくまでも予備のポンプということで、ポンプに関しましては昨年入替えた分と同じということになっております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

廣﨑議員。

○５番（廣﨑誠治君）これは随意契約でやっておりますけど、随意契約をやるに当たっても見積りを徴したと思うんですけど、何社から取りましたでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（末吉孝幸君）７社で行っております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○１０番（茂呂孝志君）先ほど見積りは７社で行っているということですが、それぞれの金額は説明できますか。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（末吉孝幸君）金額というのは契約金額……。（「見積り」と呼ぶ声あり）各社の。

随意契約につきましてはちょっと公表しておりませんので……。公表されておりませんが、一応入札に準じた形で行っております。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第３８号、動産の取得については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１３、議案第３９号、工事請負契約の締結について（垂水・大ノ瀬線道路改良工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）それでは、議案第３９号、工事請負契約の締結について、提案並びに説明をさせていただきます。

議案第３９号、工事請負契約の締結について、令和６年８月２２日指名競争入札に付した垂水・大ノ瀬線道路改良工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和６年９月３日提出、上毛町長、坪根秀介。

契約の目的、垂水・大ノ線道路改良工事。

工事の場所、上毛町大字宇野地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、６，２８１万４，４００円。

契約の相手方、福岡県築上郡上毛町大字垂水１４８３番地、ワタナベ工業有限会社、

代表取締役、渡邉愛彦。

６、工期、本契約の効力発生の日から令和７年３月１４日。

理由でございますが、垂水・大ノ瀬線道路改良工事に係る建設工事請負契約について、予定価格が５，０００万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和６年第３回上毛町議会定例会議案説明資料の１ページをお開きください。

契約内容を示した計画平面図でございます。

工事延長につきましては、県道福土吉冨線から国道１０号までの１５８．４メートル、標準幅員構成は、右下の標準横断図でお示しいたしているとおり、１７．１メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）お尋ね申し上げます。

道路の改良工事、拡幅工事の必要性というのは、やはりその地域の方々、住んでいる方々のメリット、行政的メリットと地域住民のメリットが一致することが一番望ましいんですけれども、これに当たって、地域住民との意見交換はなされましたか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）道路改良に当たりまして、町として本路線につきましては、シンボルロードとして位置づけて整備を行うこととしております。その関係で、地域住民の方に改めて説明会等はしておりません。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）これは行政上のメリットが、住民のメリットに等しいということはないことが往々にしてある。行政上のメリットが住民にとっては相応の被害だということは町のほうでは幾らでも聞くわけですけども、そういったことに、やはり十分配慮しながら。町として発展していくのは、これはすばらしいことですけども、やっぱり一々大変だと思いながらも、そういった配慮を加えて。町が発展、活性化をも

って発展するということはいいことですから、その辺は十分配慮しなければいけないと思いますが、副町長どうですか。

○議長（荒牧弘敏君）副町長。

○副町長（永野英憲君）行政全般を渡れば、今、議員さんが言われるようなことはもっともなことだと思いますが、今回、道路については、なかなか住民を指定することができないと私は思います。そういうことで説明を行うというようなことがなかなか、先ほど建設課長が申したように難しいというようなことは御理解をいただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君）宮崎議員。

○７番（宮崎昌宗君）ここを町道垂水・大ノ瀬線ということで、数年前からシンボルロードとして整備するということだったと思いますし、先ほどの課長の答弁でもこれシンボルロードの整備ということだったと思います。このシンボルロードの起点というかスタート地点になろうかと思いますけど、例えば特別にこういったことをこだわっていますよとか、何かこういったものを取り入れていますよというか、ああ、さすがシンボルロードだと思うような何か取組というかデザインというか、そういうのはこれあるんですかね。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）今回は国道１０号まで考えておりますが、この道路自体はげんきの杜までの区間ということで計画を考えております。げんきの杜については、福祉の拠点、定住ゾーンという形で整備を今後考えていく。それらのゾーンの計画がいろいろなされた上で今後道路の整備を進めていくように考えております。

　ですから、まずは住民の方の安全第一ということを視野に入れながらの検討となりますし、今後につきましては、先ほど言いましたような福祉の拠点、定住ゾーン等の整備が今後なされた上での計画をしていきたいというふうに考えております。

○議長（荒牧弘敏君）宮崎議員。

○７番（宮崎昌宗君）つまり、今の段階では、例えば歩道をこういうふうにこだわって造っていますよとか、そういうことはなくて、取りあえず今回拡幅だけやって、後々そういったシンボルとなるようなことをやっていくということでよろしいですかね。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）今回の１５８メートル区間につきましては、車道幅員として

は今の現道と大きく変わりはありませんけれど、歩道部分と自転車専用帯を新たに設けると。この自転車専用帯につきましては、歩道部分と自転車車道部分を縁石といいますか、ふち石でしっかりと確保するやり方、このやり方につきましては県下で初めてということで、自転車と歩行者の方の交通事故を抑制するためということで重要なものとして考えております。

しかしながら、今後、国道１０号線からげんきの杜につきましてはいろいろなことを配慮しながら考えていきたいということで、自転車専用帯を設けることは考えておりますが、矢羽根工法であったり、いろいろな、道路部分に着色をしたりとかそういった部分で考えていきたいと考えておりますが、まずは先ほど申し上げたとおり、定住ゾーン等の整備がどのような形でなされるのか、そこら辺のことと整合性を持ちながら整備を考えていくというところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

三田議員。

○９番（三田敏和君）ちょっと確認なんですが。今回企業進出という件で、この従来のシンボルロードのところから何か変更点があったならば教えてください。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）今回の商業施設の進出に伴って、改めて道路の構造的なものが変わったということはございません。ただ、国道１０号線への交差点部分で右折レーンを設けるといったところは変わったところだと思いますが、そのほかの幅員構成等につきましては、従来考えていたとおりであると思っております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○９番（三田敏和君）商業施設の進入路がそこにあったというふうに思うんですが、その辺も別に問題ないんですね。なかったですか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）先日、トライアルさんが計画しているところで進入路辺りを確認させていただきましたが、垂水・大ノ瀬線、今回、契約をする部分の真ん中辺りに店舗への進入路がございます。その辺につきましてもトライアルさんのほうとも協議を進めておりますし、今、福岡県警本部との道路協議を進めておるところでございますので、そういったところにおいても安全面を十分注意するようにということで指導を受けているところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）廣﨑議員。

○５番（廣﨑誠治君）この工事に当たって、先ほど右折ラインをつけるということと、歩道と自転車道を造って、かなり下のほうに広がってくると思うんですけど、その上に、１０号線に並行して走っている町道から、ワタナベ工業と農地の方がこちらのほうに、町道に出てこうとしたときにかなり難しくなるんじゃないかなと思いますけど、その辺はどういうふうに考えているでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）道路改良におきまして、福岡県警察本部との協議で、国道１０号に並行している道溝・バイパス線になりますけれど、交差点を閉鎖するように県警本部から指導が来ております。それを受けまして、本議会において、そこらの解消するための道路改良費の補正予算の計上をさせていただいているというところでございますので、詳細につきましては補正予算のときにでもお答えしようと思っていたところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）廣﨑議員。

○５番（廣﨑誠治君）多分そうじゃないかなと補正予算を見てそう思ったんですけど。ワタナベ工業なんかが今は出てくるとき、右折するときすごい苦労して入ってきていましたよね。だから、これはもう１０号線に出るのは多分出られないようになると思いますので、その辺は十分加味して、補正予算を組んでいるんだと思います。

　信号機のほうも移設するという形でいいんですかね。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀　綾一君）本契約の中に信号機の移設も含まれております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。

　反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第３９号、工事請負契約の締結について（垂水・大ノ瀬線道路改良工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）これから、議案の委員会付託を行います。

９月２日議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料の３ページの委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。認定第２号、認定第３号、議案第４１号、議案第４２号、議案第４４号の５件は文教厚生常任委員会へ、認定第４号、認定第５号、認定第６号、議案第４０号の４件は総務産業建設常任委員会へ、認定第１号、議案第４３号の２件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料４ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は、運営資料委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会　午前１０時５６分